

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	株式会社デザインアーク東京本店 本店長 江崎 靖則・東京都千代田区飯田橋二丁目 1 8 番 2 号
工事等の名称	松戸市マイナンバーカード交付センター什器類等賃貸借
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	月額 189,530 円（うち消費税及び地方消費税額 17,230 円） 総額 2,274,360 円（うち消費税及び地方消費税額 206,760 円）
工事等の概要	マイナンバーカード交付センターにおける什器類の賃貸借
随意契約の理由	本契約は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもってリース期間が満了となる松戸市マイナンバーカード交付センターに設置する什器類等について、各什器類の状態が良好であることから、新規調達より安価で経済的となる現行品を継続してリース契約するものである。 当該リース品を継続して契約できるのは、現行契約の相手方である株式会社デザインアーク東京本店のみであることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約するとともに、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものである。